回覧

令和３年１２月２９日

固定資産税の課税免除についてのお知らせ

猿払村では「猿払村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、下記の要件に該当する場合は、申請により固定資産税の課税免除が受けられます。

対象地域

・猿払村全域（産業振興促進区域内）

対象者

・青色申告をしている個人または法人

対象業種

・製造業
・旅館業
・情報サービス業等（インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等）
・農林水産物等販売業

対象となる要件

令和３年４月１日から令和６年３月31日までに取得、製作、建設又は改修（増築、改築、修繕または模様替え）をした設備（家屋及び償却資産）で、その取得等の金額が下表に該当するもの。

対象業種	個人又は資本金の額等が5,000万円以下の法人	資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人	資本金の額等が1億円超の法人
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上（※）	2,000万円以上（※）
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上（※）	500万円以上（※）

※資本金の額等が5,000万円超の事業者については、新設または増設に係る取得の場合に限られ、改築、修繕または模様替えの場合は対象となりません。

注１　家屋は、建物及び付属設備のうち、直接事業に供する部分が対象になります。
注２　土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内にその敷地に建設の着手があった場合に限る。

裏面に続く⇒

課税が免除となる期間

・対象資産に係る固定資産税を最初の年度から３ヵ年度まで課税免除

申請期間

・課税免除を受けようとする年の１月３１日まで

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、下記の添付書類とともに役場住民課税務係へ提出してください。

＜提出書類＞

・固定資産税課税免除申請書

※申請書等のデータ（word 形式）は猿払村ホームページに掲載してあります。
掲載ページ：「くらしの情報」⇒「税金」⇒「猿払村過疎地域における固定資産税の課税免除について」

＜添付書類＞

１　会社の概要について、次の事項を記載した書類
　ア　会社設立年月日
　イ　資本金
　ウ　会社の沿革及び現況
　エ　既存事業場の所在地及び名称、生産能力及び従業者数等
　オ　最近２期の営業報告書、賃借対照表及び損益計算書
　カ　定款

２　事業場見取図
　ア　事業場位置図
　イ　事業場内配置図
　ウ　設備配置図

３　生産工程図

４　その他参考になるもの

その他

２年目以降（継続分）の申請については、「固定資産税課税免除申請書」のみの提出となりますので、その他資料を添付する必要はありません。

猿払村役場住民課税務係
電話：01635-2-3133（住民課直通）